

大阪市東淀川区役所保健福祉課（生活支援）にかかる  
臨時的任用職員（福祉職員） 採用試験要項

令和 7 年 7 月 29 日  
大阪市東淀川区役所

## 1 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	1 名（福祉職員）
受験資格	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p><b>（１）社会福祉主事任用資格を有する者又は採用予定日までに取得見込みの者</b> 社会福祉主事の任用資格を有する者とは、社会福祉法に基づき次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する方をいいます。</p> <p>（ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を含む）において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（下記参照）を修めて卒業した者</p> <p>（イ）都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>（ウ）社会福祉士又は精神保健福祉士</p> <p><b>（２）一般的な事務作業（パソコン入力、電話窓口対応など）のできる者</b></p> <p><b>（３）地方公務員法第 16 条に該当しない者</b> 【地方公務員法（抜粋）】 （欠格条項） 第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p><b>（４）日本国籍を有する者</b> 本採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。</p>
任用期間	<p><b>令和 7 年 9 月 1 日（月）～令和 8 年 2 月 28 日（土）</b></p> <p>状況により期間を延長する場合があります。</p>

厚生労働大臣の指定する科目

◎ 昭和 25 年～昭和 56 年卒業者
社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身
◎ 昭和 56 年～平成 11 年卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
◎ 平成 11 年～平成 12 年卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
◎ 平成 12 年～現在までの卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

平成 25 年 3 月 28 日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホームページを参考のうえ、読替えの範囲等を確認してください。

①当該改正以前に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとされています。

②大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

## 2 筆記（作文）試験

日時・場所	試験の方法・解答形式		
令和7年8月18日（月） 午前9時30分集合 東淀川区役所4階401会議室 （予定）	作文試験	社会福祉に関する課題に対する基礎知識、文章構成力及び表現力等について行います。	60分
ただし、応募人数により日時・場所について、変更する場合があります。 詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知しますので、確認してください。			

## 3 口述（面接）試験

日時・場所：令和7年8月18日（月） 東淀川区役所4階401会議室（予定）

筆記（作文）試験終了後に続けて行います。

方法：主として人物について面接により行います。

※試験の合否については、筆記試験及び口述試験の結果により決定します。

## 4 受験手続

受験申込については、持参又は郵送にて受け付けます。郵送の場合は必ず書留で申込みください。

申込方法	<p><b>【受付期間】</b></p> <p>令和7年7月29日（火）から令和7年8月8日（金）まで</p> <p>&lt; 持参の場合：期間内の午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く） &gt;</p> <p>&lt; 郵送の場合：令和7年8月8日（金）必着（当日消印ではなく必着です） &gt;</p> <p><b>【提出先】</b></p> <p>〒533-8501</p> <p>大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号（東淀川区役所2階21番窓口）</p> <p>大阪市東淀川区役所保健福祉課（生活支援）</p> <p>※「職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に下記①～④の書類を入れて、持参又は書留にて送付してください。</p> <p>なお、書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。</p> <p>また、郵送料金不足の場合は受け付けません。</p> <p><b>【必要書類】</b></p> <p>①<b>大阪市臨時的任用職員（福祉職員）採用申込書：1通</b></p> <p>※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。</p> <p>※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。</p> <p>②<b>申し立て書：1通</b></p> <p>③<b>「受験案内」送付用の定型封筒（長形3号）：1通</b></p> <p>※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。</p> <p>切手の貼付がない場合は受験案内の送付をしませんので、必ず貼付してください。</p>
------	--

	<p><b>④社会福祉主事任用資格の確認ができる書類 1通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書</li> <li>・社会福祉主事認定講習会受講修了証明書の写し</li> <li>・社会福祉士・精神保健福祉士資格証の写し 等</li> </ul> <p>※大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。</p> <p>※①大阪市臨時的任用職員採用申込書及び②申し立て書は本市所定の様式に限りますので、提出先まで取りに来ていただくか、又は大阪市東淀川区役所ホームページから取得してください。</p> <p>※書類に不備がある場合は試験を受験できない場合があります。</p>
受験案内の送付	<p>試験時間等の詳細については、令和7年8月12日（火）付け（予定）で発送する受験案内により受験者本人あてに通知します。</p> <p>なお、令和7年8月15日（金）までに受験案内が届かない場合は、大阪市東淀川区役所保健福祉課（生活支援）あてに連絡してください。</p>

## 5 従事する職務等

職務内容	
<p>大阪市東淀川区役所保健福祉課（生活支援）に勤務し、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする生活保護法等に基づく、ケースワーカー業務に従事する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護決定</li> <li>・訪問・調査</li> <li>・指導・指示</li> <li>・その他、窓口業務、電話対応、パソコン入力作業等</li> <li>・その他、課長が必要と認める業務</li> </ul>	

## 6 勤務条件

勤務場所	大阪市東淀川区役所保健福祉課（生活支援）
勤務日・勤務時間・休日・休暇	<p>① 勤務日：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）</p> <p>② 勤務時間・休憩時間：午前9時から午後5時30分（休憩時間45分）</p> <p>③ 休日：土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）</p> <p>④ 休暇：年次有給休暇、その他特別休暇</p>
給料	<p>① 給料：月額224,576円（地域手当を含む。令和7年4月現在）</p> <p>※職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。</p> <p>② 通勤手当：1か月あたり55,000円までで、最も経済的な経路の6か月以内の最長の定期券額</p> <p>③ 支給日：月末締め、原則当月17日払い</p> <p>※1月は18日。ただし、支給日が土、日、祝日の場合は前後することがあります。</p>

	<p>④ 社会保険等 大阪市職員共済組合に加入し、厚生年金及び雇用保険に加入となります。</p> <p>⑤ その他 各種手当（扶養手当、住宅手当、超過勤務手当、期末勤勉手当、退職手当等）について、本市基準により支給します。</p>
--	---

## 7 試験結果の発表

選考の結果発表については、令和7年8月20日（水）付け（予定）で受験者全員に本人あて通知します。なお、結果については受験者全員に通知しますので、電話での問い合わせにはお答えできません。論文試験及び面接試験の成績が一定基準以上で上位の者を合格とします。合格者は、成績順に採用者名簿に登録され、採用候補者名簿の順位に従って採用予定者を決定します。

採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、名簿順位に従って、その都度、採用予定者とします。なお、採用候補者名簿の登載期間は令和8年2月28日までです。採用候補者名簿に登録されても、採用時期が令和7年9月1日以降になる場合や採用されない場合があります。

また、試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより、成績をお知らせします。

※試験不合格者の得点（筆記・口述）及び順位については、令和7年8月20日（水）から8月26日（火）の間で（平日午前9時00分～正午、午後1時00分～午後5時00分）、大阪市東淀川区役所保健福祉課（生活支援）内において開示します。受験者本人が身分を証明できる書類（顔写真の添付のあるもの：運転免許証、マイナンバーカード又はパスポート等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

## 8 その他

- ① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② 受験に際して収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ③ 試験合格者について、後日資格がないこと、申込書ほか受験に際し提出した書類の記載内容及び面接試験での口述内容に誤りがあった場合には、採用を取り消すことがあります。

## \*この試験についての問い合わせ先

大阪市東淀川区役所保健福祉課（生活支援）

〒533-8501

大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号（東淀川区役所2階21番窓口）

電話：06-4809-9906 【担当：森山（もりやま）・宮部（みやべ）】

最寄り駅：

阪急京都線「上新庄」駅から徒歩15分

阪急京都線「淡路」駅から徒歩20分

JR「JR淡路駅」駅から徒歩15分

大阪シティバス「豊新二丁目」停留所から徒歩5分

大阪シティバス「東淀川区役所前」停留所すぐ

## \*応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は、喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと